

唐津市告示第10号

唐津市地域福祉計画策定推進委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年1月16日

唐津市長 峰 達 郎

唐津市地域福祉計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく唐津市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、市民及び関係者の意見を反映させるとともに、計画を推進するため、唐津市地域福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定及び推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉事業関係者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 保健医療関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。